

# 釧路市監査報告書

(令和2年10月から同年12月実施分)

釧路市監査委員

釧路監査報告第1号

令和3年2月17日

釧路市監査委員 田中敏也

釧路市監査委員 甲谷哲也

釧路市監査委員 宮田 団

### 監査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定により、令和2年度の定期監査及び財政援助団体等監査を行ったので、同条第9項の規定に基づき、その結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

# 目 次

## 定期監査報告

1 監査の対象	1
2 監査の期間	1
3 監査の結果	1
(1) 総務部	1
(2) 財政部	2
(3) 阿寒町行政センター	2
(4) 音別町行政センター	2
(5) 総合政策部	3
(6) 都市整備部	3
(7) 市民環境部	3
(8) 会計室	4
(9) 水産港湾空港部	4
(10) 福祉部	4

## 財政援助団体監査報告

1 監査の対象	5
2 監査の期間	5
3 監査の結果	5
(1) 社会福祉法人釧路市社会福祉協議会	5
(2) 釧路くじら協議会	5
(3) 一般社団法人釧路市音別町農業振興公社	6

## 出資団体監査報告

1 監査の対象	7
2 監査の期間	7
3 監査の結果	7
(1) 株式会社阿寒町観光振興公社	7

## 公の施設の指定管理者監査報告

1 監査の対象	8
2 監査の期間	8
3 監査の結果	8
(1) 釧路市女性団体連絡協議会	8
(2) 阿寒観光汽船株式会社	8

# 定期監査報告

## 1 監査の対象

(1) 総務部	総務課、防災危機管理課、行財政改革推進室
(2) 財政部	市有財産対策室
(3) 阿寒町行政センター	阿寒湖温泉支所
(4) 音別町行政センター	市立釧路国民健康保険音別診療所
(5) 総合政策部	都市計画課、秘書課、市民協働推進課、東京事務所、都心部まちづくり推進室
(6) 都市整備部	建築指導課、道路河川課
(7) 市民環境部	市民生活課、戸籍住民課（鳥取支所担当、大楽毛支所担当）
(8) 会計室	会計室
(9) 水産港湾空港部	港湾空港課、水産課
(10) 福祉部	地域福祉課、障がい福祉課

## 2 監査の期間

(1) 総務部	令和2年10月 1日から令和2年10月 7日まで
(2) 財政部	令和2年10月 8日
(3) 阿寒町行政センター	令和2年10月13日
(4) 音別町行政センター	令和2年10月14日
(5) 総合政策部	令和2年10月15日から令和2年10月29日まで
(6) 都市整備部	令和2年11月 4日から令和2年11月 5日まで
(7) 市民環境部	令和2年11月10日から令和2年11月11日まで
(8) 会計室	令和2年11月12日
(9) 水産港湾空港部	令和2年11月17日から令和2年11月18日まで
(10) 福祉部	令和2年11月25日から令和2年11月26日まで

## 3 監査の結果

前記の課等を対象に、令和2年度の財務に関する事務が適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、関係書類の一部抽出により監査を行った結果は次の表のとおりであり、表の空欄部分は今回の監査の対象としなかった項目である。

### (1) 総務部

重点項目(監査した書類等)	総務課	防災危機管理課	行財政改革推進室
契約事務について (契約関係綴等)	適正	適正	
超過勤務手当及び特殊勤務手当の支給事務について (超過勤務等命令簿等)	適正	適正	
旅費の支給事務について (出張命令書綴等)		適正	
支出一般事務について (支出負担行為何書綴等)	適正	適正	適正
郵券の執行に関する事務について (切手受払簿等)	適正		

(2) 財政部

重点項目(監査した書類等)	市有財産対策室
契約事務について (契約関係綴等)	適正
収入に関する事務について (現金引継書綴等)	適正
支出一般事務について (支出負担行為伺書綴等)	適正

(3) 阿寒町行政センター

重点項目(監査した書類等)	阿寒湖温泉支所
契約事務について (契約関係綴等)	適正
市税等の収納に関する事務について (現金引継書綴等)	適正
超過勤務手当及び特殊勤務手当の支給事務について (超過勤務等命令簿等)	適正
支出一般事務について (支出負担行為伺書綴等)	適正
備品の管理及び処分に関する事務について (備品使用簿等)	適正
郵券の執行に関する事務について (切手受払簿等)	適正

(4) 音別町行政センター

重点項目(監査した書類等)	市立釧路国民健康 保険音別診療所
契約事務について (契約関係綴等)	適正
収入に関する事務について (現金引継書綴等)	適正
超過勤務手当及び特殊勤務手当の支給事務について (超過勤務等命令簿等)	適正
支出一般事務について (支出負担行為伺書綴等)	適正
郵券の執行に関する事務について (切手受払簿等)	適正

(5) 総合政策部

重点項目(監査した書類等)	都市計画課	秘書課	市民協働推進課	東京事務所	都心部まわぐり推進室
補助金の交付事務について (補助金関係綴等)			適正		
契約事務について (契約関係綴等)	適正	適正	適正	適正	適正
収入に関する事務について (現金引継書綴等)			適正		
超過勤務手当及び特殊勤務手当の支給事務について (超過勤務等命令簿等)	適正		適正		
旅費の支給事務について (出張命令書綴等)	適正	適正	適正		適正
支出一般事務について (支出負担行為何書綴等)	適正	適正	適正	適正	適正

(6) 都市整備部

重点項目(監査した書類等)	建築指導課	道路河川課
補助金の交付事務について (補助金関係綴等)	適正	適正
契約事務について (契約関係綴等)	適正	適正
収入に関する事務について (現金引継書綴等)	適正	
旅費の支給事務について (出張命令書綴等)	適正	適正
支出一般事務について (支出負担行為何書綴等)	適正	適正
郵券の執行に関する事務について (切手受払簿等)	適正	

(7) 市民環境部

重点項目(監査した書類等)	市民生活課	戸籍住民課	
		鳥取支所担当	大塚支所担当
補助金の交付事務について (補助金関係綴等)	適正		
契約事務について (契約関係綴等)	適正		
収入に関する事務について (検査手数料綴等)	適正		
市税等の収納に関する事務について (収納日計表兼現金出納表綴等)		適正	適正
超過勤務手当及び特殊勤務手当の支給事務について (超過勤務等命令簿等)	適正	適正	適正
支出一般事務について (支出負担行為何書綴等)	適正		
備品の管理及び処分に関する事務について (備品台帳等)		適正	適正
バス券及び郵券の執行に関する事務について (バス回数券受払簿等)		適正	適正

## (8) 会計室

重点項目(監査した書類等)	会計室
契約事務について (契約関係綴等)	適正
超過勤務手当及び特殊勤務手当の支給事務について (超過勤務等命令簿等)	適正
支出一般事務について (支出負担行為伺書綴等)	適正

## (9) 水産港湾空港部

重点項目(監査した書類等)	港湾空港課 (港湾整備事業会計)	水産課
補助金の交付事務について (補助金関係綴等)		適正
契約事務について (契約関係綴等)	適正	適正
収入に関する事務について (収入原簿等)	適正	
超過勤務手当及び特殊勤務手当の支給事務について (超過勤務等命令簿等)	適正	適正
旅費の支給事務について (出張命令書綴等)	適正	
支出一般事務について (支出負担行為伺書綴等)	適正	適正

## (10) 福祉部

重点項目(監査した書類等)	地域福祉課	障がい福祉課
補助金の交付事務について (補助金関係綴等)	適正	適正
契約事務について (契約関係綴等)	適正	適正
収入に関する事務について (寄附受納関係綴等)	適正	
超過勤務手当及び特殊勤務手当の支給事務について (超過勤務等命令簿等)	適正	適正
旅費の支給事務について (出張命令書綴等)	適正	
支出一般事務について (支出負担行為伺書綴等)	適正	適正

# 財政援助団体監査報告

## 1 監査の対象

今回の監査は、令和元年度において釧路市が財政援助をした団体のうち、次の団体について、実施したものである。

団体名	代表者名	補助金額 (千円)	所管部課
社会福祉法人 釧路市社会福祉協議会	会長 土井 英昭	3,876	福祉部 障がい福祉課
釧路くじら協議会	会長 蝦名 大也	1,000	水産港湾空港部 水産課
一般社団法人 釧路市音別町農業振興公社	理事長 田井 博行	1,140	産業振興部 農林課

## 2 監査の期間

令和2年11月2日 ～ 令和2年12月23日

## 3 監査の結果

上記財政援助団体において、市から交付された補助金はその目的にそって正しく使用されているか、会計、経理の内容が適正であるか、また、所管課において、当該財政援助団体に対する補助金の交付に係る事務処理が関係法令等に基づき適正に行われているかなどを主眼として監査を実施した。

なお、説明文中の金額は、千円未満を四捨五入している。

監査の結果は、以下のとおりである。

### (1) 社会福祉法人釧路市社会福祉協議会

市は、当該団体に対し令和元年度において法人後見事業に係る補助金3,876千円を交付している。

当該団体及び所管課について、監査の主眼にそって確認したところ、適正に行われていることが認められた。

なお、令和元年度の決算状況は、収入5,301千円、支出5,301千円で収支同額となっている。

### (2) 釧路くじら協議会

市は、当該団体に対し令和元年度において、くじら月間イベント事業に係る補助金1,000千円を交付している。

当該団体及び所管課について、監査の主眼にそって確認したところ、適正に行われていることが認められた。

なお、令和元年度の決算状況は、収入1,283千円、支出1,283千円で収支同額となっている。

(3) 一般社団法人釧路市音別町農業振興公社

市は、当該団体に対し令和元年度において市営牧場基地整備事業に係る補助金1,140千円を交付している。

当該団体及び所管課について、監査の主眼にそって確認したところ、適正に行われていることが認められた。

なお、令和元年度の決算状況は、収入1,140千円、支出1,140千円で収支同額となっている。

# 出資団体監査報告

## 1 監査の対象

今回の監査は、釧路市が出資をした団体のうち、次の団体の令和元年度分について、実施したものである。

団 体 名	代 表 者 名	出 資 額 (千円)	所 管 部 課
株式会社阿寒町観光振興公社	代表取締役 泉 隆	5,250	阿寒町行政センター 地域振興課

## 2 監査の期間

令和2年11月2日 ～ 令和2年12月23日

## 3 監査の結果

上記出資団体において、出資目的にそって正しく事業運営が行われているか、経営成績及び財政状態は良好か、会計、経理の内容が適正であるか、また、所管課において、出資団体に対し出資者としての権利行使が適切に行われているかなどを主眼として監査を実施した。

なお、説明文中の金額は、千円未満を四捨五入している。

監査の結果は、以下のとおりである。

### (1) 株式会社阿寒町観光振興公社

市は、当該団体に対し出資金総額の52.5%に当たる5,250千円を出資している。

当該団体の令和元年度における決算状況は、市の公の施設である赤いベレーや阿寒町自然休養村などの管理運営に係る指定管理料や、赤いベレーのレストラン経営に伴う営業収益などによる291,592千円の収益に対し、販売費や一般管理費などによる費用は292,783千円となり、当期純損失は1,191千円となったところである。

この結果、前期末繰越利益剰余金443千円を加えた当期末繰越利益剰余金は748千円のマイナスとなったところである。

当該団体及び所管課について、監査の主眼にそって確認したところ、経営成績及び財政状態は当期純損失を生じているものの、経理内容は適正であることが認められた。

# 公の施設の指定管理者監査報告

## 1 監査の対象

今回の監査は、釧路市が公の施設の指定管理者に指定をした次の団体の令和元年度分について、実施したものである。

団体名	代表者名	公の施設名	指定期間	所管部課
釧路市女性団体連絡協議会	会長 平間 育子	釧路市男女平等参画センター	平成30年 4月 1日 ) 令和 5年 3月31日	総合政策部 市民協働推進課
阿寒観光汽船株式会社	代表取締役 小林 一之	釧路市阿寒湖畔スポーツ広場	平成29年 4月 1日 ) 令和 4年 3月31日	生涯学習部 阿寒生涯学習課

## 2 監査の期間

令和2年11月2日 ～ 令和2年12月23日

## 3 監査の結果

上記団体において、当該公の施設の管理運営業務に係る協定等に基づき、当該施設の適正かつ円滑な管理運営が行われているか、会計、経理の内容が適正であるか、また、所管課において、指定管理者の指定に関する事務処理が関係条例等に基づき適正に行われているかなどを主眼として監査を実施した。

なお、説明文中の金額は、千円未満を四捨五入している。

監査の結果は、以下のとおりである。

### (1) 釧路市女性団体連絡協議会

当該団体は、平成30年4月1日から当該施設の管理運営業務（令和元年度指定管理費18,231千円）を行っているものである。

当該団体及び所管課について、監査の主眼にそって確認したところ、適正に行われていることが認められた。

### (2) 阿寒観光汽船株式会社

当該団体は、平成29年4月1日から当該施設の管理運営業務（令和元年度指定管理費17,816千円）を行っているものである。

当該団体及び所管課について、監査の主眼にそって確認したところ、当該団体においては、施設の利用料金について団体料金で徴収すべきところを誤って個人料金で徴収していた。また、利用回数の多い利用者について教育委員会との協議を経ずに利用料金の一部を免除していた。

所管課においては、当該団体の利用料金の取扱いについて確認及び指導が不十分であった。  
今後は、所管課及び当該団体における事務の執行及び業務の執行に適正を期されたい。

2021年（令和3年）3月3日

釧路市監査委員 様

釧路市教育委員会

教育長 岡部 義孝

財政援助団体等監査の結果に基づく措置状況について（通知）

2021年（令和3年）2月17日付釧監報告第1号により報告を受けた財政援助団体等監査の結果のうち、指摘又は指導を受けた事項等の措置状況について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、下記のとおり通知いたします。

記

監査対象部課名	指摘又は指導を受けた事項等	措置状況
生涯学習部 阿寒生涯学習課	(1)阿寒観光汽船株式会社（釧路市阿寒湖畔スポーツ広場）  当該団体において、施設の利用料金について団体料金で徴収すべきところを誤って個人料金で徴収していた。また、利用回数が多い利用者について教育委員会と協議を経ずに利用料金の一部を免除していた。	利用料金の誤徴収については、再発防止を図るため、当該団体へ適正な改善指導を行うとともに、報告書類等の様式を改善した。また、過納金は還付処理済みである。今後において

	<p>所管課においては、当該団体の利用料金の取扱いについて確認及び指導が不十分であった。</p> <p>今後は、所管課及び当該団体における事務の執行及び業務の執行に適正を期されたい。</p>	<p>は、報告書類の確認及び指導に万全を期すこととする。</p> <p>教育委員会との協議を経していない利用料金の一部免除については、施設の利用促進を目的とした取組であることから、基本協定に基づき、当該団体と協議を行った結果、利用料金免除の妥当性が認められたため、引き続き利用者に対し利用料金免除の措置を講じたところである。</p> <p>今後とも、指定管理者基本協定に基づく適正な事務手続きの執行に努める。</p>
--	---	--